

## 地域加算の見直し

骨子【I-1(13)】

### 第1 基本的な考え方

診療報酬上の地域加算の対象地域等について、国家公務員の地域手当の見直しに伴い見直しを行う。

### 第2 具体的な内容

国家公務員の地域手当と同様に、診療報酬上の地域加算の地域区分を見直す。

現 行		改定案	
【地域加算】	(1日につき)	【地域加算】	(1日につき)
1級地	18点	1級地	<u>18点</u>
2級地	15点	2級地	<u>15点</u>
3級地	12点	3級地	<u>14点</u>
4級地	10点	4級地	<u>11点</u>
5級地	6点	5級地	<u>9点</u>
6級地	3点	6級地	<u>5点</u>
<u>(新設)</u>		<u>7級地</u>	<u>3点(新)</u>

対象地域は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域とする。

※ 当該地域に準じる地域とは、人事院規則で定める地域に囲まれている地域及び複数の地域に隣接している地域とし、当該地域の級地は、隣接する対象地域の級地のうち、低い級地と同様とする。